

( 審査案件第70号 )

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

教員懲戒処分に係る文書一式の非公開部分のうち、別表の「公開すべき事項」欄に掲げる事項は、公開すべきである。

### 第 2 経過

- 1 平成17年(2005年)7月25日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、「教員処分文書一式(障害のある児童・生徒に対する不適切な教育活動に関する分のみ)」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 平成17年8月9日、長野県教育委員会(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対し、別表の「公文書の名称」欄に掲げた15件の公文書を対象文書(以下「本件公文書」という。)として特定し、「本件実施機関が非公開とした情報」欄記載の情報が本件条例第7条第2号又は第6号に該当する、として一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成17年8月22日、異議申立人は本件決定に対して全部公開を求める旨の異議申立てを行った。
- 4 平成18年8月9日、本件実施機関は長野県情報公開審査会へ諮問した。

### 第 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定の取消しを求める。
- 2 本件公文書は公平、公正な人事管理のために、公開が予定されている情報である。
- 3 障害児教育に専門性が欠けていた教諭の氏名、事情聴取報告書、事故発生原因に関する情報は全ての人に共有されるべき情報である。

- 4 全校集会で明らかにした情報は、県全体の養護学校に在籍する児童生徒の保護者への説明と考えるべきである。さらに養護学校のあり方は長野県の障害児（者）施策と密接に関係しており、県民に説明をしたと考えられるので、広く公表されることが予定されている情報である。
- 5 事件についての証言が得られない場合は、警察への被害届、教諭を特定しての告訴、告発をすればよく、本件実施機関が事件の捜査をする必要はない。事件の原因は、教諭の専門的知見の不足である。
- 6 障害児に対する不祥事について、他県等では氏名、住所等は非公開になる場合があるが、事件概要、教育委員会意見書、校長意見書、顛末書、申出書等は全面公開の方向である。
- 7 自閉症児は養護学校において、障害の程度、行動特徴に配慮した教育を受ける権利を有している。本件実施機関は、自閉症教育に関して十分な配慮をしているということを証明して、自閉症児との信頼関係を損なわないようにして欲しい。

#### 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が、理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 懲戒処分は、職員に一定の義務違反があった場合に、その道義的責任を追及し、規律と秩序を維持することを目的としてその職員の任命権者が課する処分である。本件実施機関は公平公正な人事管理を行うため、懲戒処分等の指針を定め、公表の基準を明らかにすることで職員に対し公務員としての自覚を求めるとともに、もって教育に携わる職員の非違行為の防止、抑制を図っている。懲戒処分に係る情報はこの基準に従って公表しており、すべての情報を公表することを予定しているものではない。
- 2 被処分者、関係者、他の事件の被処分者、生徒及び生徒の保護者の氏名、年齢、生年月日、指導上の措置等は本件条例第7条第2号本文に該当する個人に関する情報であり、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれにもあたらない。
- 3 本件公文書には本件条例第7条第2号及び第6号に該当する情報が多く含まれている。仮に障害児教育に専門性を欠けていた教諭が対象であったとしても、その例外とする根拠は条例上には見いだせない。

- 4 学校が保護者等に説明した情報は、関係者である保護者等との信頼関係、協力関係を維持するために必要なものであり、直接関係のない第三者に同様の説明をしている例はない。逆に、保護者等との意見交換などの情報を公開すると、保護者等との信頼関係、協力関係が崩れるおそれのほうが強いものである。
- 5 事件の関係者から聴取した内容は、人事管理のために必要な情報であり、これらを自らが得ないと公正な人事管理に支障をきたす。また、聴取した内容を公開することにより、関係当事者間の信頼関係及び協力関係が損なわれるおそれがあり、今後、同様の案件に対して関係当事者から正確な証言等を得られなくなる可能性があることから、事件等の真実を把握することが困難になるおそれがある。
- 6 体罰による処分検討基準の部分は人事管理に関する情報であって、懲戒処分の適否・軽重を判断する際の内部的な審査の基準が推測されるものであり、今後の処分に対する公正かつ円滑な人事の確保に支障を生じるおそれがある。
- 7 その他の異議申立人の主張は、本件決定と関係ないものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

本件条例はその第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責任を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。

本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とし、条例の運用に当たっては、この理念が十分に尊重されなければならない。しかし、一方で原則公開の条例においてもなお、例外的に他の公益等との調整を図るため非公開とせざるを得ない情報があることから、第7条で非公開情報が定められている。

個々の請求に対しては、本件条例の原則公開の理念を尊重しつつ、個別に判断する必要がある。

当審査会は、これらの点を踏まえて本件決定を検討する。

### 2 本件公文書について

本件実施機関は、別表の「公文書の名称」欄記載の15件の公文書を本件公文書として特定した。(なお、本件公文書を別表の番号欄の番号1から15に対応して、それぞれ本件公文書1から本件公文書15という。)これらは、本件請求以前に養護学校において発生した3件の体罰事件について、懲戒処分を行った際の復命書、起案、教育委員会定例会提出資料及び施行文書の控えである。

本件実施機関は、本件公文書に関し、本件条例第7条第2号又は同条第6号に該

当する情報が含まれている、としてその一部を非公開としたのに対し、異議申立人は、本件決定で非公開としたすべての部分を公開するよう求めている。本件実施機関が非公開とした情報は本件公文書 1 から本件公文書15の区分に応じ、別表の「本件実施機関が非公開とした情報」欄に記載したとおりであるので、以下、本件条例第 7 条第 2 号と同条第 6 号の規定に分けて検討する。

### 3 本件公文書の本件条例第 7 条第 2 号該当性について

#### (1) 本件条例第 7 条第 2 号の趣旨

本件条例第 7 条第 2 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（ただし書ア）人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報（ただし書イ）公務員の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員の職・氏名・職務の内容に係る部分（ただし書ウ）は公開するものとされている。

#### (2) 本件条例第 7 条第 2 号該当性

本件公文書に関して異議申立人は、「全ての人に共有されるべき情報、広く公表が予定されている情報」などと主張し全部公開すべきとするが、本件実施機関は、「本件公文書には、生徒、保護者、被処分者及び関係者の氏名等の本件条例第 7 条第 2 号に該当する個人情報があり、例外として公開できるいずれにもあたらない。」などと主張しているので、当審査会では本件実施機関が非公開とした情報を以下の A から H に区分して公開・非公開の適否を判断する。

##### A 生徒の氏名等

本件実施機関が非公開とした情報は、体罰を受けた生徒（以下「被害生徒」という。）の氏名、年齢、学年及びクラス名で、ここには生年月日、性別、履歴及び部名も含まれている。これらの情報は、本件条例第 7 条第 2 号に規定する「個人に関する情報であって、氏名その他の記述等により特定の個人を識別できるもの」に該当し、原則として非公開とすべき情報である。

本件公文書は体罰を行ったことにより懲戒処分を受けた被処分者に関する文書であることから、被害生徒が体罰を受けたことが明らかになることにより、被害生徒を二重に苦しめることになったり、保護者や関係者との信頼関係、協力関係が崩れることがあったりしてはならないので、被害生徒が特定されるおそれがある情報については、特に慎重に判断すべきものである。

異議申立人は「公平、公正な人事管理のために公開が予定されている情報である。全校集会で明らかにした情報は公開することが予定されている情報である。」などと主張するが、これらの情報を公開する慣行はなく、また、関係者

に説明したことをもって広く公開することが予定されている情報である、ともいえない。したがって本件条例第7条第2号ただし書アに該当する情報とは認められず、同イ及びウに該当する情報とも認められない。

ただし、本件公文書2において、被害生徒を単にアルファベットの順で表記した部分、本件公文書10及び11において、学年のまとまりを表す養護学校の部の名称を記載した部分は、公表されている他の情報と組み合わせても個人を識別できる情報とは認められないので公開すべきである。

#### B 生徒の状況等

本件実施機関が非公開とした生徒の状況には、被害生徒の障害の程度、固有の症状及び行動が含まれる。これらの情報は、本件条例第7条第2号にいう「公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、原則として非公開とすべき情報であると認められる。また、本件条例第7条第2号ただし書ア、イ及びウに該当しないことはAでの検討と同様である。

ただし、本件公文書3、5、6及び8に記載された被害生徒の行動のうち、別表の「公開すべき事項」欄に記載した情報は、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので公開すべきである。

#### C 家族の状況等

本件実施機関が非公開とした家族の状況には、保護者と親族の氏名及び被害生徒との親族関係並びに保護者組織における役職名が含まれる。これらの情報は、本件条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、氏名その他の記述等により特定の個人を識別できるもの」に該当し、原則として非公開とすべき情報であると認められる。また、本件条例第7条第2号ただし書ア、イ及びウに該当しないことはAでの検討と同様である。

ただし、本件公文書3に記載された来校者の被害生徒との親族関係並びに本件公文書3、5、6、10及び11に記載された保護者組織における役職名は、特定の個人が識別できるとは認められないので公開すべきである。

#### D 被処分者の氏名

本件実施機関が非公開とした被処分者の氏名（「担任教諭の氏名」との記載を含む。）は、本件条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、氏名その他の記述等により特定の個人を識別できるもの」に該当し、原則として非公開とすべき情報であると認められる。しかし、氏名は慣行として公にされる情報であれば公開すべき情報となる。また、被処分者は公務員であるため、その氏名は職務の遂行に係る情報であれば公開すべき情報となる。そこで、本件条例第7条第2号ただし書ア又はウに該当するか検討する。

本件条例第7条第2号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外として公表すべきものとしている。

本件実施機関においては、懲戒処分を受けた者に関する情報に関し、「懲戒処分等の指針（平成18年6月13日 教育委員会決定）」（以下「指針」という。）により、指針決定以前は「懲戒処分等の公表について（平成14年9月11日14教

総第160号 教育長通知)」(以下「通知」という。)により、その処分に依じて一定の情報を公表することとしている。指針及び通知によると、氏名を公表するのは懲戒免職の場合に限られており、通知以前にも懲戒処分を受けた者の氏名を公表する慣行があったとは認められないので、被処分者の氏名は本件条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

本件条例第7条第2号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については公開すべきとしている。しかし、本件のように、公務員が職務の遂行に伴い体罰を行ったことは、公務員の職務に係る情報を含むものであるが、体罰を行ったことにより懲戒処分を受けたことは、職務の遂行に係る情報には当たらず、むしろ公務員としての身分取扱いに関する個人情報そのものであると認められることから、本件条例第7条第2号ただし書ウに該当しない。

また、被処分者の氏名が特定されると、養護学校は一般の学校と比べ在籍する生徒数が少なく、特に1クラス当たりの人数が数人のため、被害生徒が特定されるおそれがあることから、被処分者の氏名は被害生徒を識別することができることとなる情報であるといえる。

異議申立人は「障害児教育の専門性に欠けた教諭の氏名等は全ての人に共有されるべき情報である。」と主張するが、本件条例第3条は「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定しており、公務員が職務に関して懲戒処分を受けたことは「通常他人に知られたくない個人に関する情報」と認められる。そして、障害を持つ生徒を教育する場において体罰を行ったことにより懲戒処分を受けたことについて、その例外とすべき慣行や特段の事情があるとは認められない。

したがって、被処分者の氏名を非公開とした本件実施機関の判断は妥当である。

#### E 被処分者の年齢、生年月日、職員番号等

本件実施機関が非公開とした情報は、被処分者の氏名等、年齢、生年月日、担任学年及び職員番号等で、そこには経歴、在籍している部の名称、教員免許の種類、給料号俸及び月額も含まれる。これらの情報は、本件条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、氏名その他の記述等により特定の個人を識別できるもの」に該当し、原則として非公開とすべき情報と認められる。被処分者は公務員であるが、これらの情報はその職務の遂行に係る情報とは認められないので、本件条例第7条第2号ただし書ウに該当しない。また、これらの情報を公表する慣行はないので同号ただし書アにも該当しない。

ただし、本件公文書12及び14に記載されている養護学校の部の名称は、特定の個人を識別できるとは認められないので公開すべきである。

#### F 職員の発言内容、顛末書等

本件実施機関が非公開とした情報は、被処分者の氏名等、職員等の発言、服務等に関する事、指導上の措置に関する記述及び顛末書で、そこには被処分

者の気持ち及び行動並びに既公表以外の処分が含まれる。特に顛末書は、被処分者が反省の意をこめて自書したものである。これらの情報は、本件条例第7条第2号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、原則として非公開とすべき情報であると認められる。被処分者は公務員であるが、これらの情報はその職務の遂行に係る情報とは認められないので、本件条例第7条第2号ただし書ウに該当しない。また、これらの情報を公表する慣行はないので同号ただし書アにも該当しない。

ただし、本件公文書5、6及び8に記載されている被処分者が体罰に至った際の気持ちの変化を記した情報は、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので公開すべきである。

#### G 在籍校及び他の体罰事件事案における被処分者の在籍校

本件実施機関が非公開とした情報は、被処分者、被害生徒及び他の体罰事案における被処分者の在籍校、出張先、事情聴取場所並びに関係職員等の所属で、そこには被処分者の在籍校の公印の印影及び文書記号並びに特定行事名、建物名、部屋の名称及び地域の関係機関名が含まれる。

被処分者の在籍校名からは公表されている学事関係職員録等を参照することにより被処分者の氏名が特定できるおそれがある。被処分者が特定されると、上記Dで検討したとおり被害生徒が特定されるおそれがある。また、特定行事名及び部屋の名称はホームページ等の公表情報を参照することにより、地域の関係機関名からは本県の養護学校の設置が1圏域に原則として1校であることから、在籍校名が特定される可能性がある。したがって、被処分者及び被害生徒が特定されるおそれがあるこれらの情報は、本件条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、氏名その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるもの）」に該当し、原則として非公開とすべき情報であると認められる。

ただし、本件公文書3に記載がある建物名のうち別紙「公開すべき事項」欄に記載した建物名は県立養護学校のすべてに存在する建物であること、本件公文書2及び4に記載されている地方法務局の名称は県全体を管轄する機関の名称であること、本件公文書10及び11に記載のある関係機関名のうち別紙の「公開すべき事項」欄に記載した関係機関名は、県に1つしかない機関又は圏域名を冠して圏域ごとに設置されている同名の機関であること、本件公文書10及び11に記載のある報道機関名は県全体を対象としている報道機関名であることから、在籍校名が特定できるとは認められないので公開すべきである。

#### H 関係職員等の氏名等

本件実施機関が非公開とした情報は関係職員の氏名等、担任教諭及び年齢で、そこには関係職員の職名及び県教育委員会事務局職員の職名及び氏名も含まれている。これらの情報は、個人に関する情報であるが、公務員の職務の遂行に係る情報を含んでいる。公務員の職務の遂行に係る情報は本件条例第7条第

2号ただし書ウで規定する公開すべき情報であるが、公開すると既に公表されている学事関係職員録等から在籍校が特定できることとなる情報である。在籍校が特定されると上記Gで検討したとおり、他の情報と照合することにより、被処分者及び被害生徒が特定されるおそれがあるので、本件条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、氏名その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるもの）」に該当し、原則として非公開とすべき情報であると認められる。

ただし、本件公文書1に記載のある関係職員の位置、本件公文書2、3、5、6、10及び11に記載のある教職員の職名のうち別紙の「公開すべき事項」欄に記載した職名並びに本件公文書10及び11に記載のある県教育委員会事務局職員の職名及び氏名からは、在籍校が特定できるとは認められないので公開すべきである。

#### 4 本件公文書の本件条例第7条第6号該当性について

##### (1) 本件条例第7条第6号の趣旨

本件条例第7条第6号は、「県又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。また、同号アからオに典型的な事務を例示して、公開することによる支障の要件を定めており、同号エでは「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と定めている。

本号の適用に際しては、本号が公開原則の例外を定める規定であることを踏まえ、厳格にこれを解釈する必要がある。とりわけ、「支障」の判断に当たっては、公開することにより生ずる支障のみでなく、将来同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案すること、公開することによる支障は名目的なものでは足りず実質的なものでなければならないこと、公開することによる支障のおそれは単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならない。

##### (2) 本件条例第7条第6号該当性

本件公文書に関して、異議申立人は、「事件についての証言が得られない場合は、警察への被害届、教諭を特定しての告訴、告発をすればよく、本件実施機関が事件の捜査をする必要はない。」と主張する。一方、本件実施機関は、「事件の関係者から聴取した内容は、人事管理のために必要な情報であり、これらを自らが得ないと公正な人事管理に支障をきたす。また、聴取した内容を公開することにより、関係当事者間の信頼関係及び協力関係が損なわれるおそれがあり、今後、同様の案件に対して関係当事者から正確な証言等を得られなくなる可能性があることから、事件等の真実を把握することが困難になるおそれがある。」と主張している。当審査会では本件実施機関が非公開とした情報を以下のIからK



に区分して公開・非公開の適否を判断する。

#### I 事情聴取等の内容等

本件実施機関が非公開とした情報は、事情聴取等の内容、職員等の発言内容、発言記録等及び事由書で、そこには関係職員の評価の記録も含まれる。

これらの情報は事件発生時の被処分者や被害生徒の言動、様子はもちろん、体罰に至った際の被処分者の感情の変化や居合わせた関係職員が感じたこと、被処分者や被害生徒の日頃の状況、被処分者を管理監督する立場にある者の被処分者に対する評価や事件が起きたことに対する自らの反省等が詳細に記載されており、懲戒処分を決定するにあたり、処分の適否や軽重等を判断するための重要な資料となっていることが推測できる。

これらの情報は、真実を把握して公正かつ適正な人事の管理に資するために、人事管理者が被処分者や関係職員から聴取したり、事件が起きたことを反省して作成するものである。したがって、これらの情報が公開されると、今後、同種の事件において、氏名は公開されなくても、誰が何を話したかが関係者にはわかってしまうことをおそれて関係職員が本当のことを話さなくなったり、被処分者本人も、表面的なことのみしか話さなくなったりするおそれがあると認められる。そして、これらの情報を把握しないと公正かつ適正な人事の管理にはもちろん、同種の事件の再発防止を図るうえにも支障が生じることから、本件条例第7条第6号に該当する情報と認められるので、異議申立人の「事件について証言が得られない場合は警察に告発すればよい」との主張は採用できない。

なお、これらの事情聴取等の内容等には、前記3で検討した本件条例第7条第2号に該当する情報が混然として含まれているが、以上のとおり、その全体が本件条例第7条第6号に該当すると認められることから、聞取りの記録等に関し、本件条例第7条第2号の該当性について個別の検討はしない。

#### J 家族の発言記録等

本件実施機関が非公開とした情報は、生徒、家族の発言内容、発言記録等でそこには保護者会へ説明した際の保護者の発言を記録したものも含まれる。

事件に関し学校が保護者に説明する場において、保護者が自らの発言の内容を記録・公開することを前提に発言することは通常ないと考えられる。たとえ氏名は公開されなくても、その発言記録が公開されると保護者と学校の信頼関係が損なわれると認められ、今後、保護者が率直な発言を控えることで必要な情報交換や打ち合わせができなくなるなど、学校運営に著しい支障が生じるおそれがあるので、本件条例第7条第6号に規定する「当該事務の適正な執行に著しい障害がある」情報に該当すると認められる。

なお、これらの家族の発言記録等には、前記3で検討した本件条例第7条第2号に該当する情報が混然として含まれているが、上記Iと同様の理由により個別の検討はしない。

#### K 体罰による処分検討基準

本件実施機関が体罰による処分検討基準として非公開とした情報には、基準

の適用に関して検討している部分も含まれる。

職員の非違行為に対し懲戒を行う際の基準は公表されている場合が多く、本件実施機関においても、前記3のDで言及した本件実施機関が懲戒処分を受けた者に係る情報の公表基準を定めた指針には、非違行為に対する懲戒処分の標準量定も定めてある。ただし、本件実施機関が指針を決定し、公表したのは本件決定の後である。

本件公文書4に添付され非公開とされた処分検討基準は、指針が決定され公表される前の基準で、本件決定当時、公表されていないものである。また、本件公文書4において処分の量定を検討している部分には、処分検討基準の適用について個別具体的な記述がされている。

したがって、本件決定当時においてこれらの情報は、本件条例第7条第6号の工に該当する人事に関する情報であって、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると認められる。

## 5 結論

異議申立人のその他の主張は審査会の判断を左右するものではないので、「第1審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

本審査会の結論は以上のとおりであるが、本件は異議申立てがあってから諮問までに約1年を要しており、迅速な手続が実践されたとは言い難い。今後、本件実施機関においては、不服申立てがあった際には、迅速かつ的確な対応をすることを望むものである。

## 第6 審査経過

平成18年(2006年)	8月9日	諮問
	10月25日	審議
平成19年(2007年)	3月9日	「公文書一部公開決定に係る理由説明書」受領
	6月11日	実施機関の意見陳述
(なお、異議申立人からは意見書の提出がなく、意見陳述の希望もなかった。)		
平成20年(2008年)	1月31日	審議
	3月17日	審議
	4月17日	審議
	5月28日	実施機関の意見陳述
	6月18日	審議
	7月16日	審議
	8月28日	審議
	10月15日	審議
	11月19日	審議終結